

【日本学生支援機構給付奨学生】2025 年 10 月の支援区分の見直しについて(2025 年度適格認定(家計))

日本学生支援機構の給付奨学生は、毎年一回、日本学生支援機構により適格認定(家計)による支援区分の見直しが行われます。

見直し後の 2025 年 10 月以降の支援区分については、2025 年 9 月 4 日(木)以降、スカラネット・パーソナルより確認可能です。

なお、日本学生支援機構での家計審査が終わった者から、順次見直し結果の確認が可能となりますので、一度確認した際に見直しが終わっていなかった場合は後日再度ご確認ください。

【確認方法】

支援区分見直し結果は、スカラネット・パーソナルで確認ができます。

ログイン後、「詳細情報」のタブから給付奨学生番号を選んだ後、「支援区分適用履歴」欄で「支援区分及び資産要件欄」をご確認ください。

※「スカラネット・パーソナルで支援区分を確認する方法」については、次の日本学生支援機構のウェブサイトをご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/_icsFiles/afieldfile/2025/07/02/ps_kakunin.pdf

※スカラネット・パーソナルの新規登録がお済みでない方(2025 年度採用者等)は新規登録を済ませてから確認してください。

新規登録については次の日本学生支援機構のウェブサイトをご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/sukara_ps/edit.html

(該当者のみ)

次の該当者は至急、学生サービス課奨学係までお知らせください。

①新たに生まれた子について

2025 年 1 月 1 日～8 月 31 日に出生した生計維持者の実子等がいる場合、必要書類を提出することで、「新たに生まれた子等」を加算して多子世帯に該当するかを判定します。書類提出を希望する場合は至急、学生サービス課奨学係までお知らせください。

②【2025 年度入学者】進学前離職者の取り扱いについて

学生等本人が確認大学等へ進学した日の前 1 年以内に離職し、進学前離職者の特例措置を適用されず採用されている者は、必要書類を提出することで、適格認定(家計)から学生等本人の所得を算入しない特例措置を適用することができます。該当する場合は至急経済支援担当までお知らせください。

【2025 年 10 月の支援区分見直し(2025 年度適格認定(家計))について】

詳細は次の日本学生支援機構のウェブサイトをご参照ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/shienkubun.html

お問い合わせ

東京海洋大学学生サービス課奨学係

g-syou☆o.kaiyodai.ac.jp

※ ☆ を @ に書き換えてご使用ください。